



国民年金保険料の免除猶予・学生納付特例 臨時特例による免除制度をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難となった場合は、臨時特例措置として保険料の納付が免除・猶予されます。

■対象 次の要件を全て満たす人

▶2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人▶2月以降の所得の状況から見て、当年中の所得見込額が、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれる人

■期間

- 免除猶予
 - ▶令和元年度分…2月分～6月分▶令和2年度分…7月分～令和3年6月分
- 学生納付特例
 - ▶令和元年度分…2月分～3月分▶令和2年度分…4月分～令和3年3月分

分…4月分～令和3年3月分

■申請方法

申請書に必要事項を記入の上、所得の申立書を添えて、下記まで提出してください。

*申請書類は、本館国保医療課、各総合支所健康福祉係に備え付けているほか、日本年金機構ホームページに掲載しています

■提出先

- ▷花巻年金事務所…〒025-8503 材木町8-8 ☎23-3351
- ▷本館国保医療課…〒025-8601 花城町9-30 ☎41-3585

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、できる限り郵送による提出をお願いします

【問い合わせ】ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)、本館国保医療課(☎41-3585)

臨時特例以外の国民年金保険料免除・猶予制度

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人加入し、世代を超えて支え合う制度です。

4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料(以下「保険料」と言います)は、月額1万6,540円です。

経済的な事情などにより、保険料を納めることが難しいとき、申請して承認されると保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。どちらも申請日より原則2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

免除や猶予を受けず、保険料を未納のままにしておくと、老齢基礎年金だけでなく、障がい状態になったときの障害基礎年金などが受けられない場合があります。

■保険料の免除制度

本人、本人の配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると全額免除、または一部免除されます。

また、免除の所得基準を超えていても、退職(失業)などにより納付が難しいとき、特例で免除を受けられる場合があります。

■保険料の納付猶予制度

50歳未満の人で、本人、本人の配偶者それぞれ

の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

■学生納付特例制度

前年の所得が一定基準以下の学生は、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

●申請の受付期間

保険料の免除制度および納付猶予制度の令和2年度分(7月分から令和3年6月分まで)の申請は、7月1日から受け付けています。

なお、学生納付特例制度の令和2年度分(4月分から令和3年3月分まで)の申請は、4月1日から受け付けています。

【問い合わせ・申請】

- ▷本館国保医療課(☎41-3585)
- ▷各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)
- ▷花巻年金事務所(☎23-3351)
- ▷ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)



国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者 傷病手当金を支給します

【問い合わせ】
本館国保医療課(☎41-3583)

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先から給与の全部または一部を受け取ることができなかった場合に、傷病手当金を支給します。

■対象 次の要件を全て満たす人

▶国民健康保険または後期高齢者医療に加入している人▶新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状で感染の疑いがあり、就労できなかった期間がある人▶勤務先から給与の支払を受けている被用者で、全額または一部の支給を受けられなかった人

■支給期間 就労できなかった期間のうち、初めの3日間を除いた4日目以降の期間

※就労できなかった期間の4日目が1月1日～9月30日の期間に属することが要件です

■支給額 1日につき、直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2

〔支給額の例〕

月額18万円(月の就労日数20日)で就労できなかった期間が30日あった場合

区分	内容
① 直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額	54万円(月額18万円×3カ月)
② 就労日数	60日(月20日×3カ月)
③ 1日当たりの支給額(①÷②×2/3)	6,000円 (54万円÷60日×2/3=6,000円/日)
④ 支給額	16万2,000円[(30日-3日)×6,000円]

*申請方法など詳しくは、下記QRコードから市ホームページをご覧ください



国民健康保険の傷病手当金 QRコード



後期高齢者医療の傷病手当金 QRコード



持続化給付金受給事業者の NHK放送受信料を免除します

NHKでは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業運営に影響がある事業者の負担を軽減するため、国の持続化給付金の給付決定を受けた事業者の緊急的な軽減措置として、NHK放送受信料を免除します。

■対象 国の持続化給付金の給付決定を受けた事業者で、住居以外の場所に受信器を設置して締結している放送受信契約者

■免除期間 NHKに対し免除の申請をした月とその翌月の2カ月分

*申請方法など詳しくは、右記QRコードからNHKホームページをご覧ください



NHKホームページ QRコード

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3539)



宿泊施設等関連事業者事業 持続支援金を支給します

4月29日～5月6日の期間中に、市の休業協力依頼に応じた温泉宿泊事業者と通常取引がある事業者などの事業継続を支援するため、支援金を支給します。

■対象 休業協力した温泉宿泊施設などとお土産や食材、サービス提供などの取引があり、市内に本社または本店を有する事業者

■支援額 取引先1社につき3万円(上限額20万円)

■申請期限 9月30日(水)

*申請方法など詳しくは、右記QRコードから市ホームページをご覧ください



市ホームページ QRコード

【問い合わせ】本館観光課(☎41-3541)